明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務九三）　一
○無線設備規則の一部を改正する省令（同九四）　一
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（同九五）　五
〔告　示〕
○周波数割当計画の一部を変更する件（総務三八七）　六
○デジタルコードレス電話の無線局及びＰＨＳの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途等並びにＰＨＳの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を定める件の一部を改正する件（同三八八）　六
○時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件（同三八九）　六
○端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（同三九〇）　六
○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件（同三九一）　六
○電気通信回線設備への接続を要しないデジタルコードレス電話の無線局の無線設備を定める件及びデジタルコードレス電話の親機の呼出名称記憶装置及び識別装置の技術的条件を定める件を廃止する件（同三九二）　六
○夕張市財政再生計画の変更の同意（同三九三）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
独立行政法人北方領土問題対策協会平成二十一事業年度財務諸表、独立行政法人農業者年金基金平成二十一事業年度決算等、独立行政法人海上災害防止センター平成二十一事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習・環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）・一般計量教習、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、個人型年金規約の一部を変更する規約、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分・名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失・沖縄弁護士名簿登載・登載取消し・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記関係　一
会社その他
会社決算公告　一

省　令

○総務省令第九十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣　片山　善博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第五号中「周波数」の下に「の電波」を、「三〇〇kHzの整数倍を加えたもの」の下に「又は一、八九五・六一六MHz以上一、九〇二・五二八MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたもの」を加える。

第五十一条の九の六第一号(1)中「第三号ロ」を「第四号イ」に改める。

別表第一号及び別表第一号の二中「又は「デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備」」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第九十四号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた無線局の無線設備に係る施行規則第六条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

○総務省令第九十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣　片山　善博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の八　デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条の八の二）」を「第四節の八　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条の八の二）　第四節の八の二　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条の八の二の二）　第四節の八の三　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備（第四十九条の八の二の三）」に改める。

第九条の二中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第九条の四第一号中「及びデジタルコードレス電話の親機」を削り、「識別信号以外のものをいう。」の下に「以下第四十九条の八の二から第四十九条の八の二の三までにおいて同じ。」を加え、同条第三号を次のように改める。

三　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたものを使用するも